第 2 5 号 令和 6 年 2 月 2 2 日受理 総務防災常任委員会付託

件 名 「随意契約の見直しの再取組」に関することについて

要旨

千葉県では、施策の遂行のために、業者等と工事、測量、委託、購買等の契約を締結している。それらは、競争入札(一般競争入札、指名競争入札、事後審査)を経る契約と随意契約に大別される。

また、地方自治法施行令第167条の2(随意契約)により、随意契約による ことができる場合は限定列挙されており、競争入札による契約が原則である。

県は、2007年に「随意契約の見直しについて」の取り組みを行い、入札・契約制度の改善のひとつとして、随意契約を「競争入札になぜできないのか」、「真に随意契約の要件に該当するのか」等の視点で見直しを行った。

その結果、調査対象契約のうち「競争的でない随意契約」は契約金額ベースで、 35.1%から18.5%となった。

「競争的でない随意契約」の割合は、大きく圧縮されたが、2021年度には、契約金額ベースで26.6%に再び増加を示している。特に2020年度の17.0%から比べると激増している。しかも、不落随契、用地取得費の要素を勘案しても「競争的でない随意契約」が激増している。(2022年度の随意契約に関わる統計は公開されていない。)

以上の趣旨から、2007年度に取り組み、効果を挙げた「随意契約の見直し」 を再取り組み願いたい。

また、千葉県議会委員会条例第20条の6に基き、委員会が当請願者を参考人として出頭を求め、意見の開陳の機会を付与する場合は、本請願の趣旨・背景等を委員会で説明する用意がある。